			動産	9	災申	告	書				
年 月 日に 番地 において発生した火災に よってり災したので、申告します。											
高山市河	肖防長							左	声 月	日	
					申告者		主 所 名				
り災物件。	と申告す	皆との関係	形 世 帯	主 •	所	有者	• 4	管理者	· 代 表	浸 者	
り災力	易所				番地						
世帯員											
	氏	名		年齢			氏	名		年齢	
品名	数量	り災別	取得金額	経過 年数	品	名	数量	り災別	取得金額	経過 年数	

口口	名	数量	り災別	取得金額	経過年数		名	数量	り災別	取得金額	経過 年数
					1 3/4						1 200
保	被任	呆険物 [。]	件契約	会社名	契約年	月日	契 約	金額	摘		要
険											

- 備考 1 この申告書は、消防法第34条によって提出を求めるもので提出をしない場合又は 虚偽の申告をした場合は、消防法第44条によって処罰されることがあります。
 - 2 記載要領は、家具什器、衣類、寝具、器具、工具、書画、骨とう、美術工芸品、 貴金属、宝石類、設備機械、現金、商品、製品、半製品、原料材料、その他の別に 順序よく品名と損害額をはっきり書いてください。
 - 3 り災別欄には、焼損、水損、汚損、破損の別を記入してください。
 - 4 この申告書は、なるべく4日以内に提出するようにしてください。